

5 難聴児への適切な支援について

聴覚障害児に対しては、新生児聴覚スクリーニング検査による早期診断、補聴器使用等による早期療育など、乳幼児期からの切れ目のない適切な支援が必要である。

聴力レベルが 70dB 以上の場合、障害者総合支援法の身体障害者に該当し、同法による補装具制度により補聴器の購入に対する支援が行われている。一方、聴力レベル 70dB 未満の軽度（25～40dB）及び中等度（40～70dB）の難聴については、国の制度による助成がない。

軽度及び中等度の難聴児にとっても、聞こえにくさが言語発達の遅れやコミュニケーション能力の低下、学校での学習困難等の原因となるため、専門医の診断による補聴器の使用が健全な発達に不可欠である。そのため、全ての都道府県で市町村と連携し、独自に助成を行っているが、対象機器や助成額など、支援内容は自治体間で異なる。

については、難聴児への持続可能かつ公平な制度を構築すべく、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 障害者総合支援法の対象とならない軽度及び中等度難聴児についても、補聴器購入費用の助成などの支援を地域差なく受けることができるよう、国において全国一律の支援制度を創設すること。
- 2 それまでの間、軽度及び中等度難聴児に対して各自治体が実施している独自の取組に対し、取組の拡充・継続のための財政支援を行うこと。